

<別紙1>

(1) 介護予防支援

介護予防支援費 (I)	要支援1・2 地域包括支援センターからの委託で介護予防支援を行う場合	佐久市 3, 978円
		佐久穂町 4, 420円
介護予防支援費 (II)	要支援1・2 市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合	4, 720円
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	佐久市 2, 700円
		佐久穂町 3, 000円
委託連携加算	利用者1人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定	佐久市 2, 700円
		佐久穂町 3, 000円

(2) 居宅介護支援

居宅介護支援費	要介護1・2	10, 860円
	要介護3・4・5	14, 110円
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	3, 000円
入院時情報連携加算 (I)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	2, 500円
入院時情報連携加算 (II)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	2, 000円
退院・退所加算 (I) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	4, 500円
退院・退所加算 (I) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること	6, 000円
退院・退所加算 (II) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること	6, 000円
退院・退所加算 (II) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること	7, 500円
退院・退所加算 (III)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスによること	9, 000円
通院時情報連携加算	利用者が医療機関において医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合	500円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	4, 000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2, 000円
特定事業所加算 II	主任介護支援専門員を1名以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置し、24時間連絡体制をとっていること	4, 210円